オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求める意見書 (案)

7月22日、政府は自衛隊に新たに導入する予定のティルト・ローター機「オスプレイ」の配備先として佐賀空港を選定し、佐賀県に移転に関する検討を要請した。

その内容は、①陸上自衛隊が導入するオスプレイ 17 機を佐賀空港に配備すること、②米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設実現まで、海兵隊のオスプレイ 24 機が暫定的に佐賀空港を利用すること、③陸上自衛隊目達原駐屯地へのヘリ 50 機を佐賀空港に移駐すること、などである。

佐賀空港へのオスプレイ配備は自衛隊基地の新設そのものであり極めて大きな問題がある。また海兵隊のオスプレイの佐賀空港移駐については米軍側も反発しており、沖縄県の基地負担軽減につながるか不明である。そもそも佐賀空港は民間機使用を前提に佐賀県が整備した空港であり、建設に当たっては地元住民との公害防止協定の中で「自衛隊と供用しない」ことが約束されており、自衛隊が利用することは協定に違反している。

とくに、憂慮されるのは「集団的自衛権行使容認」の閣議決定以降、 兵員輸送や航空祭のイベントのためにオスプレイが日本全国を頻繁 に飛行していることだ。低空で飛行する訓練ルートでは、低周波、騒 音、衝撃波の被害や墜落、接触事故の危険も指摘されており、日米両 政府で合意した運用ルールからの逸脱も常態化している。また、開発 段階から事故が多発しているオスプレイはオートローテーション機 能の欠如など安全性への疑義も指摘されている。

したがって嘉麻市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1. 佐賀空港へのオスプレイ配備をおこなわないこと。
- 2. 米政府に対して、オスプレイの低空飛行訓練等の全国運用中止を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 26 年 9 月 30 日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣